

次期廿日市市教育大綱の策定について

1 策定の趣旨

現行の第2期廿日市市教育大綱については、令和3年度から令和7年度までの5年間が対象期間となっており、令和7年度に次期大綱を策定する必要がある。令和8年度を始期とする次期廿日市総合計画並びに第4期廿日市市教育振興基本計画をはじめとする各関係個別計画との策定状況を踏まえつつ、それぞれの計画との整合を図ると共に、本市の教育、学術及び文化の振興を実現するため、大綱の内容を見直すこととする。

2 大綱策定における基本的な考え方

- ・国の教育振興基本計画を参酌し、地域の実情に応じて総合的な施策の大綱を定める。
- ・地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針を定める。
- ・関係計画との整合を図りながら策定する。(次期廿日市市総合計画、第4期廿日市市教育振興基本計画、第3期廿日市市子ども子育て支援事業計画、廿日市市こども計画)
- ・総合教育会議で協議する。
- ・教育に関する総合的な施策についての目標や根本となる方針とし、詳細な施策は策定しない。

3 次期大綱の策定の進め方

- (1) 次期教育大綱の策定に必要な調整・情報収集
- (2) 次期教育大綱（素案）の作成
- (3) 次期教育大綱（案）の作成
- (4) 次期教育大綱の施行

4 策定スケジュール

月(年)	(R7) ~7月	8月	9月	10月	11月	12月	(R8) 1月	2月	3月	4月~
総合教育会議		教育大綱の策定方針について、協議する。 ○第1回				教育大綱の素案を諮る。 ○第2回			教育大綱の案を示す。 ○第3回	
次期大綱（素案）の作成	次期教育大綱策定に必要な調整・情報収集を行う。		→			→				
大綱作成（案）の作成						→				
次期大綱の施行								★		